

## 災害時における始業時刻等の変更について 生徒手帳p68参照

以下の状況が生じた場合、以下のように始業時間の繰り下げ、あるいは臨時休校(自宅学習)の措置を取ります。なお、細部にわたる事項については、安全を第一に配慮した上で適宜判断します。

### ○ 杉並区または隣接区・市に「警報」・「特別警報」が発令された場合

【対象の特別警報・警報】 大雨、暴風、大雪、暴風雪

情報確認時刻	警報の有無	始業時刻・授業
当日午前 6時30分	警報が 発令中	午前8時30分の気象庁の気象情報を確認まで、 <b>自宅待機</b>
	解除	1時間目から平常授業予定
当日午前 8時30分	警報が 発令中	午前11時の気象庁の気象情報を確認まで、 <b>自宅待機</b>
	解除	3時間目から平常授業予定
当日午前 11時00分	警報が 発令中	全校 <b>自宅学習</b> (生徒は登校しない)
	解除	5時間目から平常授業予定

※ 杉並高校ホームページも、併せて確認してください。

ホームページにアクセスできない、諸事情により更新が間に合わない場合も、上記の対応をしてください。

#### 《 注意 》

- 1 「杉並区または隣接区・市」とは中野区・練馬区・世田谷区・渋谷区・武蔵野市・三鷹市を指す。
- 2 生徒の居住地において気象等の「警報」「特別警報」が発令中の場合には、安全に十分配慮しながら無理をしない範囲内で登校する。出欠・遅刻の取扱いについて適宜協議を行い、配慮する。
- 3 交通機関等の乱れが生じた場合には、出欠・遅刻の取扱いについて適宜協議を行い、配慮する。

4 **洪水警報** が発令されている場合、**登校に影響がないと判断した場合には、隣接区・市に洪水警報が発令中であっても、平常授業を行う場合がある。必ず学校のホームページ等を確認すること。**ただし、安全に十分配慮しながら無理をしない範囲内で登校する。登校できない場合は、別途対応する。

- 5 始業後、気象状況等の悪化により生徒を帰宅させる必要が生じた場合は、適宜協議を行い、授業打ち切り等の措置を行う。
- 6 長期休業中の部活動についても上記に準ずる。